

栃木県建設工事入札参加資格審査要領

(趣旨)

第1条 建設工事入札参加資格審査の取扱いについては、栃木県建設工事請負業者選定要綱（以下「選定要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(資格審査の申請)

第2条 建設工事入札参加資格審査の申請は、共同企業体を除き、知事が別に告示する受付期間及び申請方法によるものとする。

2 共同企業体については栃木県建設共同企業体取扱要領の定めるところによる。

(資格審査基準日)

第3条 資格審査の基準日は、別に定めるものを除き、資格審査の申請日とする。

(総合点数及び格付けに関する基準)

第4条 総合点数は、経営事項審査評価事項の数値（以下「経営事項審査評価点数」という。）と技術評価事項の数値（以下「技術評価点数」という。）を合計し算出するものとする。

2 選定要綱第4条第3号に掲げる工種にあつては、前項の総合点数に基づき、格付けを付するものとする。

(経営事項審査評価点数)

第5条 経営事項審査評価点数は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の29第1項の規定による総合評定値（P）とする。この場合において総合評定値に係る経営事項審査基準日は、知事が告示する期間にあるものとする。

(技術評価点数)

第6条 技術評価点数は、次の各号について、別表一により算出した合計によるものとする。

- 一 県発注工事の工事実績
- 二 栃木県優良建設工事表彰要綱（以下「表彰要綱」という。）に基づく優良建設工事表彰受賞歴
- 三 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく文書注意及び指名停止の措置状況

- 四 障害者の雇用に関する状況
- 五 保護観察対象者等の雇用協力の状況
- 六 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の有無、又は同計画の実績等に対する認定の有無
- 七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出の有無、又は同計画の実績等に対する認定の有無若しくは県が実施する「男女生き生き企業」認定制度に基づく認定の有無
- 八 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく基準に適合する事業主の認定の有無
- 九 建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定の有無
- 一〇従業員の消防団加入・活動状況
 - 一一建設業労働災害防止協会の加入の有無
 - 一二とちぎ健康経営事業所認定制度に基づく認定の有無、又は健康経営優良法人認定制度に基づく認定の有無

(格付けの調整)

第7条 第4条第2項の規定にかかわらず、土木一式工事に係るS A等級及びA等級並びに建築一式工事に係るS A等級の格付けを行う場合において、次の各号の要件を満たさない場合は、下位等級の格付けを付するものとする。

一 土木一式工事

イ S A等級

- (1) 法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。
- (2) 法第27条の27に規定する経営規模等評価結果通知書(第5条に規定する審査基準日のものとする。)に記載されている1級技術職員数が10人以上、1級技術職員数が9人かつ2級技術職員数が3人以上、又は1級技術者職員数が8人かつ2級技術職員数が6人以上であること。

ロ A等級

1級技術職員数が3人以上、又は1級技術職員数が2人かつ2級技術職員数が3人以上であること。

二 建築一式工事

イ 法第15条の規定による特定建設業の許可を有していること。

ロ 1級技術職員数が5人以上、又は1級技術職員数が4人かつ2級技術職員数が3人以上であること。

(建設工事入札参加資格者名簿)

第8条 知事は、この要領に基づき認定された者を建設工事入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項、その他必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

第10条 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成17年4月1日から適用する。

附則

(施行日)

1 この要領は平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 別表ニ番号1の項項目の欄において、平成19年3月31日までに完成した工事については、「環境森林部」を「林務部」に、「農政部」を「農務部」に、「県土整備部」を「土木部」に、「経営管理部」を「総務部」に、それぞれ読み替えるものとする。

3 別表ニ番号1の項目の欄において、県庁舎整備室の所轄する工事については、平成18年3月31日以前に完成したものについては、適用しないものとする。

附則

この要領は平成21年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成24年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成31年4月1日から適用する。

附則

この要領は令和2年10月1日から適用する。

附則

この要領は令和4年10月1日から適用する。

ただし、令和5年3月31日までに随時申請により入札参加資格の認定を受ける者については、従前のおりとする。

附 則

この要領は令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和8年4月1日から適用する。

番号	項目	数値
1	<p>(1) 定期申請者</p> <p>工種別の工事成績及び受注工事件数（定期申請者の認定日の前年の9月30日から遡り、3年前の10月1日までの間に完成した環境森林部、農政部、県土整備部、企業局が所轄する当初及び完成時の請負金額が1件500万円以上の工事とする。）</p> <p>なお、工種のうち建築設備関係工事工種（建築一式工事、電気工事、管工事）については、認定日の前年の9月30日から遡り、5年前の10月1日までの間に完成した環境森林部、農政部、県土整備部、企業局が所轄する当初及び完成時の請負金額が1件500万円以上の工事を評価する。</p> <p>(2) 追加申請者</p> <p>定期申請者に準ずる。</p>	<p>工事平均成績が70点以上の場合</p> <p>$(\text{工事成績の平均点数} - 69) \times (\text{受注工事件数の平方根}) \times 2 + 20$（点）</p> <p>（点数に小数部分があるときには、これを切り捨てた点数とする。）</p> <p>建設共同企業体が請け負った工事については、その構成員それぞれが、工事成績が当該工事の成績である1件の工事を施工したものとして算出する。ただし、請負金額については、総額により判断する。</p>
2	<p>(1) 定期申請者</p> <p>表彰要綱に基づく表彰受賞者の受賞回数（定期申請者の認定日の翌日の前々々年度から前年度までの3年間の受賞を対象とする）</p> <p>(2) 追加申請者</p> <p>定期申請者に準ずる。</p>	<p>知事表彰・知事奨励賞の場合</p> <p>受賞対象工種ごとに受賞回数\times25（点）</p> <p>所長等表彰の場合</p> <p>受賞対象工種ごとに受賞回数\times10（点）</p> <p>ただし、工種ごとに、50点を上限とする。</p>
3	<p>(1) 定期申請者</p> <p>指名停止等措置要領に基づく文書注意または指名停止の措置（定期申請者の認定日の前々々年の10月1日から前年の9月30日までの2年間に受けた措置を対象とする）</p> <p>(2) 追加申請者</p> <p>定期申請者に準ずる。</p>	<p>文書注意の場合</p> <p>2回以上 - 5（点）</p> <p>指名停止の場合</p> <p>2週間未満 - 5（点）</p> <p>2週間以上1ヶ月未満 - 10（点）</p> <p>1ヶ月以上 - 15（点）</p> <p>複数回の措置を受けた者については、各措置の点数の合計を減ずる。</p>

4	<p>申請日直前の6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主であって、同日現在において障害者（同法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）を1人以上、かつ、法定雇用労働者数以上雇用しているとき</p> <p>又は、申請日直前の6月1日現在において、同法第43条第7項に規定する事業主以外のものであって、障害者を1人以上雇用しているとき</p>	<p>該当する場合は10（点）</p>
5	<p>更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察中の者又は同法第85条に規定する更生緊急保護中の者を2年以内に3ヶ月以上継続して雇用した実績を有するとき</p> <p>又は、管轄保護観察所に協力雇用主登録をしているとき</p>	<p>雇用した実績を有する場合は10（点）</p> <p>協力雇用主登録をしている場合は5（点）</p> <p>ただし、上記いずれかの加点とする。</p>
6	<p>次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているとき</p> <p>又は、一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にし、かつ当該計画に対して同法第13条の規定による同局長の認定を受けているとき（同法第15条の規定に基づく認定の取消しがあった場合を除く。）</p>	<p>一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしている場合は5（点）</p> <p>一般事業主行動計画を策定した旨の届出をし、かつ当該計画の実績等に対して認定を受けている場合は10（点）</p> <p>ただし、上記いずれかの加点とする。</p>
7	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条の規定による一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にしているとき又は、一般事業主行動計画を策定した旨の届出を所轄都道府県労働局長にし、</p>	<p>一般事業主行動計画を策定した旨の届出をしている場合は5（点）</p> <p>一般事業主行動計画を策定した旨の届出をし、かつ当該計画の実績等に対して認定を受けている場合、若しくは「男女生き生き企</p>

	かつ当該計画に対して同法第9条の規定による同局長の認定を受けているとき（同法第11条の規定に基づく認定の取消しがあった場合を除く。）、若しくは県が実施する「男女生き生き企業」認定制度に基づく認定を受けているとき	業」認定制度に基づく認定を受けている場合は10（点） ただし、上記いずれかの加点とする。
8	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による基準に適合する事業主である旨の認定を受けているとき（同法第17条の規定に基づく認定の取消しがあった場合を除く。）	認定を受けている場合は10（点）
9	関東地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要項に基づく、建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定を受けているとき	認定を受けている場合は10（点）
10	従業員のうち2名以上が消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の規定による消防団に加入し活動しているとき	該当する場合は10（点）
11	労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条第2号に掲げる建設業労働災害防止協会に加入しているとき	加入している場合は5（点）
12	とちぎ健康経営事業所認定制度実施要領に基づく「とちぎ健康経営事業所」の認定、または国が実施する「健康経営優良法人認定制度」に基づく認定を受けているとき	認定を受けている場合は10（点）

（注）

- 1 認定日とは選定要綱第5条1号の規定による資格審査の認定日をいう。
- 2 「定期申請者」とは選定要綱第2条本文の規定による申請者をいう。
- 3 「追加申請者」とは選定要綱第2条ただし書の規定による申請者をいう。
ただし、「建設工事入札参加資格の再認定に係る手続に関する取扱要領」により認定を受ける者は除くものとする